

総務産業常任委員会

令和3年4月2日
委員会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 商業特区について

(2) その他

資料1

商業関連支援施策

		国	県（空き家関連）	市
事業名		国家戦略特区（資料2）		
支援内容		<ul style="list-style-type: none"> ・税制上の優遇措置 ・規制緩和などの特別な措置 		
事業名			商店街新規出店・開業等支援事業（資料3）	ものづくり・あきない経営革新支援事業（資料5）
支援内容			<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の空き店舗を利用した新規出店・開業（店舗賃借料、内装工事費、フェアザード整備費）（対象者---開業希望者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設備・新生産方法の導入 ・販路開拓・拡大 ・経営革新等に向けた支援アドバイザーの派遣
事業名			商店街空き店舗再生支援事業（資料4）	
支援内容			<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等が空き店舗を借り上げ、出店者を誘致（店舗賃借料、内装工事費、フェアザード整備費、広告宣伝費等運営費、住宅改修費、引越費用）（対象者---商店街、商工会議所、まちづくり会社等） 	

その他、企業立地に関する優遇制度あり（県/資料6）（市/資料7）

地方創生 > 国家戦略特区 > 制度概要

制度概要

国家戦略特区制度は、成長戦略の実現に必要な、大胆な規制・制度改革を実行し、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を創出することを目的に創設されました。

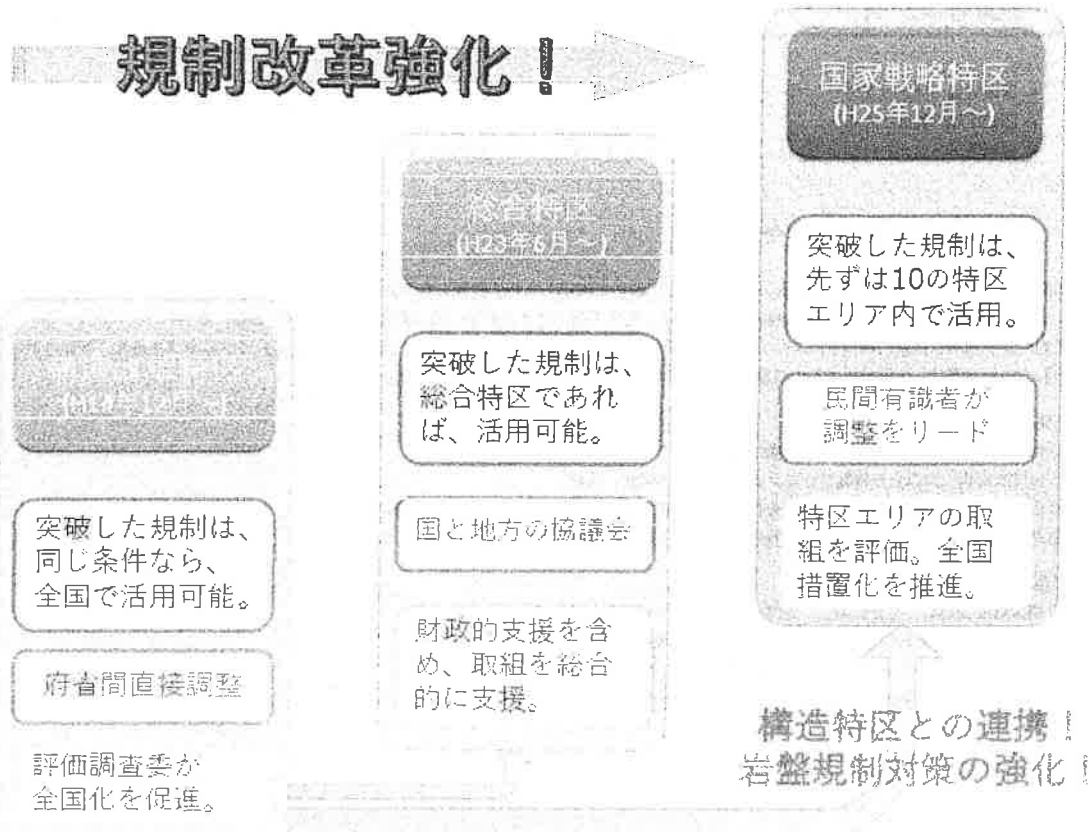
経済社会情勢の変化の中で、自治体や事業者が創意工夫を生かした取組を行う上で障害となってきたにもかかわらず、長年にわたり改革ができていない「岩盤規制」について、規制の特例措置の整備や関連する諸制度の改革等を、総合的かつ集中的に実施するものです。

特区の違いについて（構造改革特区・総合特区・国家戦略特区）

全国からの提案募集を通じ、現場から寄せられた規制改革のニーズを実現するため、これまで構造改革特区、総合特区、国家戦略特区の3つの特区制度を措置してきました。構造改革特区は、一旦措置された規制改革事項であれば、全国どの地域でも活用できる制度です。総合特区は、地域の特定テーマの包括的な取組を、規制の特例措置に加え、財政支援も含め総合的に支援する制度です。国家戦略特区は、活用できる地域を厳格に限定し、国の成長戦略に資する岩盤規制改革に突破口を開くことを目指した制度です。3つの特区は、それぞれ異なる特徴がありますが、国家戦略特区と構造改革特区との提案を一体で受け付けるなど、連携して運用を行っています。

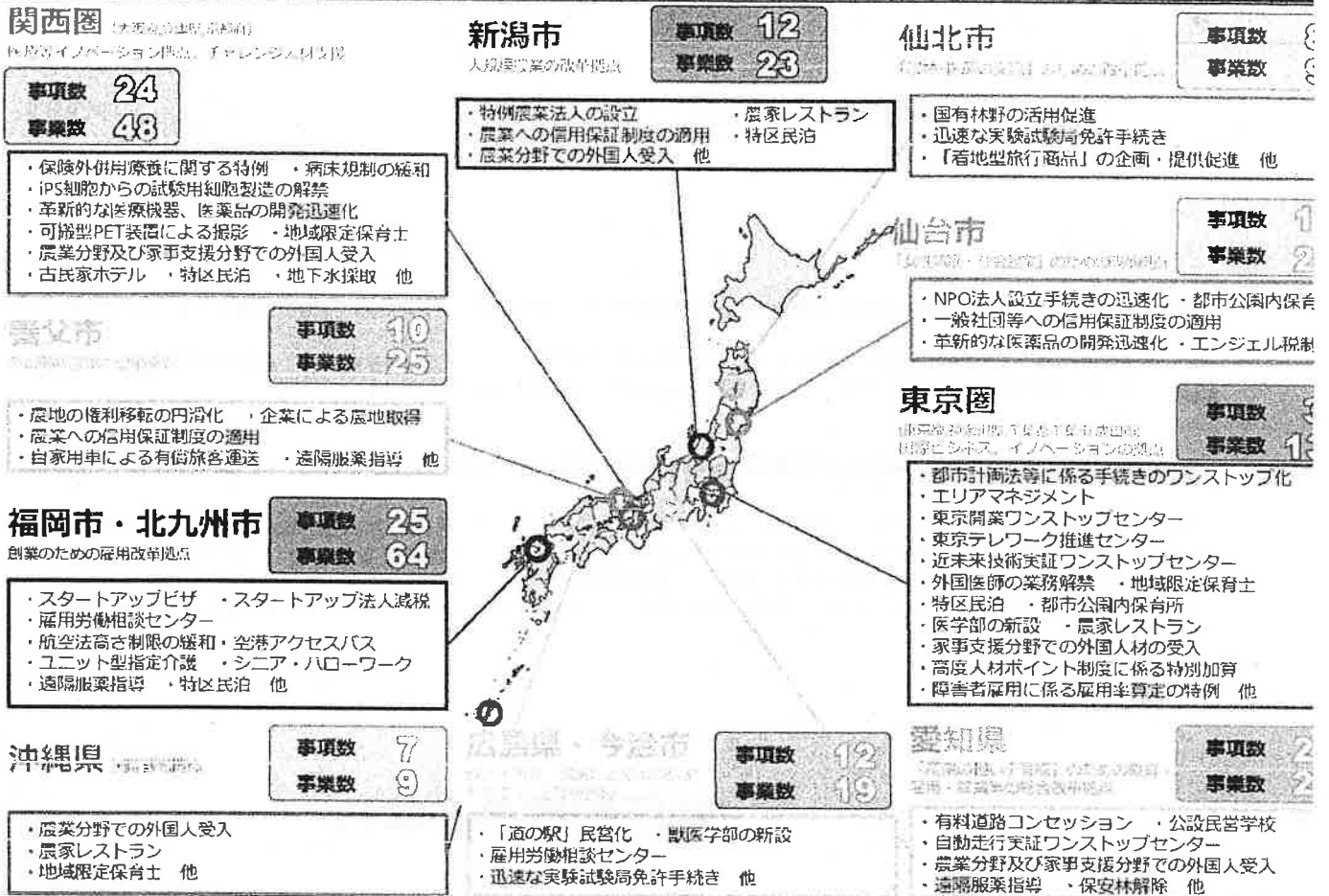
- 構造改革特区についてはこちらへ
- 総合特区についてはこちらへ

特区制度のあゆみ



国家戦略特区の認定状況と各規制改革事項について

国家戦略特区では、10地区が認定されており、300を超える認定事業が行われています。



- ・ 区域計画の認定状況について（PDF形式：798KB）
- ・ 認定区域一覧はこちらへ
- ・ 規制改革メニューについて

国家戦略特区のしくみ

国家戦略特区は、岩盤規制を突破する「特例措置の創設」と実現した特例措置を自治体や民間の方に活用していただく「個別の事業認定」の二つにプロセスがあります。「特例措置の創設」のための規制緩和提案は、誰でも行うことができ、随時募集を行っております。規制の特例措置は国家戦略特区のエリア内でのみ活用することが可能で、二つ目の「個別の事業認定」のプロセスを経て、認定されます。なお、国家戦略特区で行われた規制改革は、全国規模でその成果を享受できるように、積極的に全国展開を進めています。

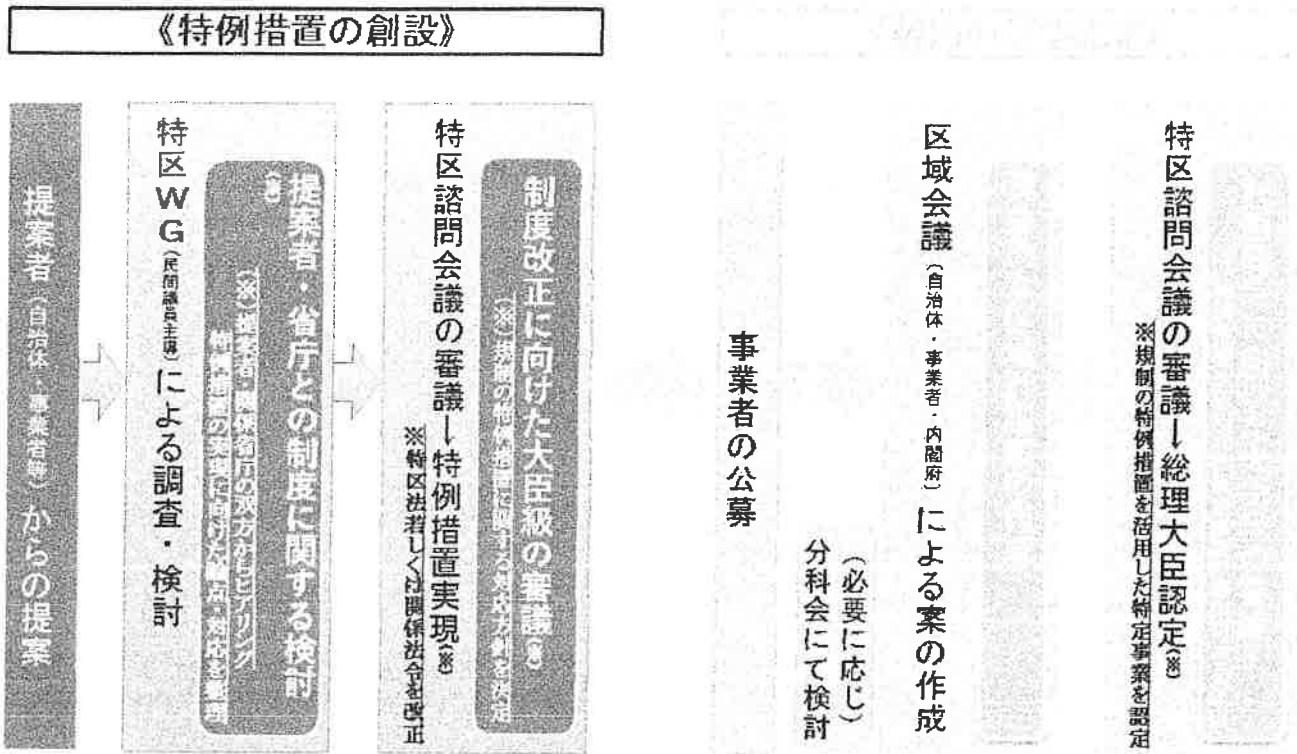
【特例措置の創設】

- ① 自治体、事業者等提案者からの提案
- ② 民間有識者が主導する特区ワーキンググループが調査・検討
- ③ 必要に応じて特区諮問会議が審議を行い、各所管大臣の同意を得た上で対応方針を決定
- ④ 特区法若しくは関係法令等の改正等により、特例措置を実現

【個別の事業認定】

- ① 事業者を公募し、必要に応じ、専門家や関係省庁も交えた各区域の分科会を開催
- ② 国、自治体、及び公募事業者で構成する区域会議が区域計画案を策定
- ③ 特区諮問会議がその区域計画案について審議し、総理が認定
- ④ 認定の結果、規制の特例措置等を活用することが可能

国家戦略特区制度の仕組み



関連閣議決定

関連法令等

活用事例集

- 国家戦略特区の活用事例（PDF形式：7,453KB）

国家戦略特区のあゆみ

- 国家戦略特区のあゆみ（PDF形式：323KB）

[▲ ページのTOPへ戻る](#)

内閣府 **国家戦略特区**
National Strategic Special Zones

地方創生推進事務局
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎6階・7階・8階
TEL 03-5510-2151

国家戦略特区について

- 制度概要
- 評価と成果

各種会議

- 国家戦略特別区域諮問会議
- 国土戦略特別区域会議
- 国家戦略特区ワーキンググループ
- 「ニュー・オーストラリア」実現に向けた官民連携委員会

関連法令・閣議決定等

- 関連法令等
- 閣議決定等

公募情報

- 制度概要
- 公募要項

国家戦略特区の指定区域

- 指定区域（全域）
- 東京都（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）
- 福岡県（大田区、東区、中央区）
- 福井県
- 愛知県
- 福岡市・北九州市
- 横浜市
- 仙台市
- 名古屋市
- 広島市・宮城県

スーパーシティ

- スーパーシティ・コンダクト
- スーパーシティ
- スーパーラム

規制改革メニュー

- 都市再生
- 創業
- 外国人材
- 観光
- 医療
- 金融
- 宇宙
- 環境
- 製造・産業
- 先端技術
- 空間活用

特区創設に係る 詳細がわかるページ

その他

- FAQ
- リンク

商店街の新陳代謝・活性化を促進するため、(ア)商店街の空き店舗を活用した個性ある店舗の誘致や新規開業、(イ)子育てや高齢者支援施設等の地域交流施設の設置を支援します。

(ア)ひょうご空き店舗情報の提供

(ア)ひょうご空き店舗情報の提供

ホームページ上(<http://web.hyogo-iic.ne.jp/akitenpo/> (外部サイトへリンク))で商店街等にある空き店舗情報を掲載し、開業希望者等とのマッチングを図っています。

(イ)商業アドバイザーの派遣

新規出店・開業支援事業の活用を検討している事業者等に対し、店舗経営等のノウハウを有する商業アドバイザーを派遣し、開業に向けた事業計画策定等に関する助言を行います。(1カ所への派遣は3回まで。派遣費用の2/3を補助)

(ウ)商店街新規出店・開業等支援事業補助金

新規出店支援	
対象者	開業希望者
対象事業	商店街の空き店舗を活用した新規出店・開業 (店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費)
補助期間	3年
補助率	3分の1以内 (補助限度額：1年目1,500千円、2年目500千円、3年目500千円)

(エ)問い合わせ先

(公財)ひょうご産業活性化センター 経営・商業支援課

電話：078-977-9116

URL：<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kouri/syotengaisinki> (外部サイトへリンク)

<p>お問合わせ先</p> <p>部署名：産業労働部産業振興局経営商業課 電話：078-341-7711 内線：(3564) FAX：078-362-4274 Eメール：keieishogyo@pref.hyogo.lg.jp</p>

ホーム > しごと・産業 > 商業・サービス業 > 商業 > 商店街新規出店・開業等支援事業(アドバイザーの助言を受けながら出店・開業する方を支援)

兵庫県庁 法人番号8000020280003

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号：078-341-7711 (代表)

高野地区の活性化と産業振興

（商店街の活性化を図るための取組）

商店街にとって望ましい業種構成の実現や個性的な店舗出店による新たな客層の来街促進を図るため、商店街が主導する出店誘致の取組を支援します。

ア補助内容**(ア)補助対象者**

商店街・小売市場の団体（任意の商店街団体も含む）、商工会議所・商工会、まちづくり会社、市町等(以下「商店街等」という。)

(イ)補助対象事業

商店街等が空き店舗を借り上げ、以下の出店者を誘致する取組

1. 商店街に必要な業種等の魅力ある出店者
2. 短期・週末など柔軟な形態の出店者（チャレンジ出店）

(ウ)補助対象経費

店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費、広告宣伝費等運営費

コンサル委託料（複数の空き店舗をまとめて一体的に出店誘致するための経費）

※チャレンジ出店の場合は、専門家派遣経費（誘致した店舗に対する商店街の継続的な経営支援のための専門家派遣）も対象

住居改修費(店舗兼住宅物件の場合で、居住者が住み続ける場合)

引越費用(店舗兼住宅物件の場合で、居住者が引っ越しする場合)

(エ)補助期間

3年

(オ)補助率

1/2以内

(カ)補助限度額

- 1店舗あたり
1年目：2,000千円
2年目：750千円
3年目：750千円
※チャレンジ出店で1年未満の場合は3ヵ月単位で按分
- コンサル委託料
1,000千円（1年目のみ）
- 住宅改修費 1,000千円
- 引越費 200千円

(キ)問い合わせ先

(公財) ひょうご産業活性化センター 経営・商業支援課

電話：078-977-9116

幅広い
支援制度

～がんばる事業者を支援します！～

令和3年度 **ものづくり・あきない経営革新支援事業**

西脇市では、気概を持って経営革新等にチャレンジする事業所を支援するため、事業に必要な経費の助成等を行う支援メニューを設けています。ぜひご活用ください！

募 集 期 間**4月1日（木）～ 6月30日（水）**

※本補助金は、予算の範囲内での助成となります。予算額に達した場合、期間内でも募集を打ち切らせていただきますので、ご了承ください。

3つの支援メニュー

新設備・新生産方法の導入

販路開拓・拡大

経営革新等に向けた支援アドバイザーの派遣

※支援メニューの内容・採択方法等の詳細については次ページをご覧ください。

補助対象者

次の要件を全て満たす中小企業者・個人（NPO法人含む）が対象です。

- 市内に本店・事業所を有する事業者 ※市内で新たに事業を開始する中小企業者等も含まれます。
- 市税・公共料金等を滞納していないこと
- 国・県・市・市の外郭団体から他の補助金等を受けていないこと
- 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者ではないこと

手続について

- 補助事業を開始する前に、市への申請が必要です。申請に必要な用紙は、市ホームページからダウンロードしてご利用ください。
- ※着手または完了後の申請は、補助金交付の対象外となりますので、ご注意ください。
- ※募集期間内に事業を着手または完了する予定の方は、申請書提出前に事務局までご相談ください。
- 申請内容の審査（書類審査・審査会での面談審査）を行い、結果を通知します。採択された場合は、速やかに交付申請を行ってください。

この事業に関するお問合せは…

西脇市商工観光課（TEL：0795-22-3111）または

西脇市 ものづくり補助金



で検索ください。

支援メニューの種類・補助要件・補助金額

支援メニュー【採択方法】	対象事業の要件・対象経費	対象外となりうる事例・経費	補助率・補助上限額
<p>新設備・新生産方法の導入 【書類審査】</p>	<p>生産・業務の効率化、業務形態の非対面化等につながる機械・設備の購入（市内の事業所に新たに設置するもので、自走式作業用機械設備は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機械及び装置の導入費（購入に限る。リース不可） ○ ITツール（ソフトウェア及び付帯サービス） ○ その他事業の実施に関し必要と認める経費 ○ 技術指導者等の謝金 	<ul style="list-style-type: none"> × 単に古くなった機械・設備を買い替えるだけで、生産・業務の効率化等につながらないもの × 対面サービスをオンラインにより非対面型サービスに変更する場合、ハードのみ導入する 	<p>対象経費の1/2 (対象経費の下限は50万円) 上限100万円</p>
<p>販路開拓・拡大 【書類審査】</p>	<p>取引先の拡大等を目的とした商談会・展示会・催事等への出展（自らが主催するもの、販売を主目的とするものは対象外）</p> <p>新たな事業展開を図ることを目的とする購入型クラウドファンディングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ブース運営等に係る出展小間料・会場使用料（オンライン開催を含む。） ○ 展示ブース製作費 ○ 海外出展に係る通訳費 ○ 出展に係る研修費 ○ クラウドファンディングに係る利用手数料 ○ 広告宣伝費（商品等紹介動画の製作費を含む。） ○ 展示物品等の輸送費 ○ その他事業の実施に関し必要と認める経費 	<ul style="list-style-type: none"> × ブース等の展示スペースを設けずを実施する小規模の商談会 × 展示即売会 × 購入型以外の形態のクラウドファンディング 	<p>対象経費の1/2 上限50万円</p>
<p>経営革新等に向けた 支援アドバイザーの派遣 【書類審査】</p>	<p>※要件なし</p> <p>指定の形式に必要事項を記入の上、商工観光課窓口まで提出してください。</p> <p>中小企業診断士等による経営革新・経営改善等に向けた事業計画の策定、その他円滑な事業活動に関する相談・助言を受けることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> × 相談内容が具体的にないもの 	<p>無料派遣（2回まで）</p>

◎ 「補助対象経費」には、購入価格に係る消費税及び地方消費税は含まれません。

◎ 補助金の単位は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てとします。

◎ 補助金の交付回数は、ひとつの補助対象者につき、年度内1事業とします。

◎ 5年以内補助事業を休止または廃止した場合は、補助金の全部または一部を返還いただく場合があります。

税軽減や補助金の支援対象業種を拡大し

兵庫県への産業立地を支援

対象

業種

製造業 運輸業 情報通信業
建設業 卸売業 学術研究
教育・学習支援業 農業 など

《支援対象業種拡大》

小売業 宿泊業 物品賃貸業
飲食サービス業 など

【施設例】

工場 物流センター 倉庫 オフィス 小売店 飲食店 ホテル・旅館

税軽減

不動産取得税の軽減措置が受けられます

【軽減率】 2分の1 *上限2億円

法人事業税の軽減措置（5年間）が受けられます

【軽減率】 3分の1 又は 2分の1 （促進地域 2分の1）

補助金

設備投資への補助金（上限無し）が受けられます

【補助率】 投資額の3% 又は 5% （促進地域 5% 又は 7%）

新規雇用への補助金（上限3億円）が受けられます

【補助額】 新規正規雇用者 30万円/人
{

 促進地域 新規正規雇用者 60万円/人
 新規非正規雇用者 30万円/人

}

促進地域：但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市

たつの市（旧新宮町の区域に限る。）、宍粟市、上郡町、佐用町

※税軽減、補助金はいずれも要件がありますので、まずは下記までお問い合わせください。

兵庫県産業立地室に、まずはご相談ください。

＜お問い合わせ先＞ 兵庫県産業立地室 TEL:078-362-4154

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03_000000002.html

兵庫県産業立地

検索

【参考】産業立地条例による産業立地促進制度概要 (令和2年6月18日時点)

	不動産取得税の軽減措置（上限2億円）が受けられます
税 軽 減	【軽減率】 2分の1
	【要件】・新規正規雇用11人以上（拠点地区：要件なし 促進地域：6人以上）
	法人事業税の軽減措置（5年間）が受けられます
	【軽減率】 3分の1又は2分の1（促進地域：2分の1）
	【要件】・投資額2億円【中小企業1億円】以上 *事務所、本社機能を除く （促進地域：1億円【中小企業5千万円】以上） ・新規正規雇用11人以上（促進地域：6人以上）

	設備投資への補助金（上限なし）が受けられます
	【補助率】 投資額の3%又は5%（促進地域：5%又は7%）
	【要件】・工場等20億円【中小企業10億円】以上 ・研究開発施設5億円以上 ・事務所・本社機能10億円【中小企業5億円】以上 （促進地域：全て1億円以上）
補 助 金	新規雇用への補助金（上限3億円）が受けられます
	【補助額】 新規正規雇用者 30万円/人（促進地域：新規正規雇用者 60万円/人 ：新規非正規雇用者 30万円/人）
	【要件】・投資額5千万円以上 *事務所・本社機能を除く （促進地域なし） ・新規正規雇用11人以上 （促進地域：6人以上）
	オフィス賃料補助金が受けられます
	【補助率】 賃借料の2分の1以内 *補助額 1500円/㎡・月
	【要件】・新規正規雇用11人以上（促進地域：6人以上）

促進地域：但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市
たつの市（旧新宮町の区域に限る。）、宍粟市、上郡町、佐用町

企業立地に関する優遇制度

西脇市では、新たに立地・拡張する事業所に対して、下記の優遇制度があります。

西脇市独自の優遇措置（平成27年から充実）

「固定資産税の課税免除」、「奨励金の支給」、「公共的施設の新設又は改良」、「土地取得奨励金の支給」の4種類の優遇措置があります。

また、「にしわき上比延工場公園」への進出企業については、「水道料金助成」もあります。

要件等については、次のとおりです。

【優遇措置の内容】

種類	内容	要件
固定資産税の課税免除	土地・家屋・構築物 全額 3年間 * 一定要件で、5年間 (4～5年目は2分の1)	1. 対象業種 製造業（学術研究機関を含む。） 情報サービス業 道路貨物運送業及び倉庫業 農業（植物工場） その他地域経済を牽引する事業として市長の認定を受けた事業 2. 投下固定資産 総額5億円以上（中小企業は1億円以上） * 一定要件 操業3年経過時に市内在住者50人以上雇用
奨励金の支給	固定資産税 償却資産分 3年間 + 企業施設床面積加算1平方メートルにつき1万円 (学術研究機関は5万円) * 上限5千万円	上記1、2の要件のほか 下記に掲げる市内在住者の新規雇用 <ul style="list-style-type: none"> • 大企業...5人 • 中小企業...2人
公共的施設の新設又は改良	企業施設の5年間の固定資産税相当額	上記1、2の要件のほか 下記に掲げる市内在住者の新規雇用 <ul style="list-style-type: none"> • 大企業...5人 • 中小企業...2人
土地取得奨励金の支給	土地取得費の15%以内の額 * 上限5千万円	上記1、2の要件のほか 下記に掲げる市内在住者の新規雇用 <ul style="list-style-type: none"> • 大企業...5人 • 中小企業...2人
水道料金の助成	3万トン以上の水道料金の半額 10年間 * 年間上限3百万円	5千平方メートル以上かつ取得費5千万円以上 「固定資産税の課税免除」の要件1、2のほか、にしわき上比延工場への進出企業であること。

兵庫県の優遇措置

西脇市は県条例（産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例）による「促進地区」に指定されており、工場立地や事業所進出に次のような優遇措置があります。

* 詳しい内容・要件は、兵庫県のホームページ等でご確認ください。

建物・設備立地型（設備投資を行う場合）

【優遇措置の内容】

種類	内容	要件
設備投資補助金	投資額の5%又は7% *土地以外	1億円以上の設備投資 *土地は除く。
雇用補助金	新規地元雇用1人につき 正規60万円・非正規30万円 (限度額：3億円)	新規正規雇用6人以上 設備投資要件なし。
法人事業税の軽減	2分の1 5年間	新規正規雇用6人以上 設備投資5千万円以上 *土地を除く。大企業は1億円以上
不動産取得税の軽減	2分の1（限度額：2億円） 新設家屋 (一部地域は土地取得も対象)	新規正規雇用6人以上 設備投資要件なし。

- いずれも既存企業の既存敷地での新事業展開も対象となります。
- 本社の立地（県外の三大都市圏からの移転・県内本社機能の新增設）についても上記種類の優遇措置があります。（要件・内容等は異なります。）
- IT関連企業の開設には別途支援措置があります。

[産業立地条例による支援施策（兵庫県ホームページ）](#)

[多自然地域におけるIT企業支援の振興施策（兵庫県ホームページ）](#)

地域未来投資促進法に基づく国の優遇措置

詳細は、下記関連リンク「兵庫県 地域未来投資促進法」及び「地域未来投資促進法に基づく基本計画」をご確認ください。

[兵庫県 地域未来投資促進法](#)

[地域未来投資促進法に基づく基本計画](#)

お問い合わせ

西脇市役所 産業活力再生部 商工観光課

電話：0795-22-3111(代)

ファックス：0795-22-6987

[問い合わせフォーム](#)

更新日：2019年01月08日